

令和2年10月

## 令和3年度税制改正要望

公益社団法人 日本医師会  
会長 中川俊男  
四病院団体協議会  
一般社団法人 日本病院会  
会長 相澤孝夫  
公益社団法人 全日本病院協会  
会長 猪口雄二  
一般社団法人 日本医療法人協会  
会長 加納繁照  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
会長 山崎 學

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や施設設備の一層の合理化・近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、日本医師会及び四病院団体協議会は、医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産を可能とする医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、令和3年度に税制面において次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

## 1 控除対象外消費税問題

消費税 10%超への更なる引き上げに向け、課税取引も視野に入れてあらゆる選択肢を排除せず引き続き検討すること。

－消費税－

社会保険診療や介護保険サービス（注）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

（注）特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3% → 5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成26年4月の税率引上げ（5% → 8%）対応分についても、検証の結果、補てん不足が判明し、見直しが行われた経緯があり、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。平成30年12月14日に自由民主党・公明党が公表した平成31年度税制改正大綱に、「（前略）今般の消費税 10%への引上げに際しては、診療報酬の配点を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなどを対応していくことが望まれる。」と記載されました。

消費税 10%超への更なる引き上げに向け、課税取引も視野に入れてあらゆる選択肢を排除せず引き続き幅広く検討を行っていくことを要望します。

## 2 医療機関に対する事業税の特例措置の存続

事業税における次の特例措置を恒久的に存続すること。

(1) 社会保険診療報酬に対する非課税(個人、医療法人共通)

(2) 自由診療収入等に対する軽減税率(医療法人のみ)

—事業税—

(1) 与党の令和2年度税制改正大綱は、医療機関に対する事業税の特例措置について、「事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する」と、見直しがあり得ることを示唆しています。

この見直し論の論拠は「適正公平課税に反する」ということです。

事業税の趣旨は、事業に対する行政サービスの享受に応じた負担ということですが、そもそも医療は公共的なものであり、そのため医療法でも非営利性が義務付けられ、医療機関は住民健診、予防接種、学校医等の地域医療活動に積極的に取り組んでいます。

すなわち、医療機関は行政サービスを享受するというより、行政が行うべき公共的サービスを自ら担っている側である以上、税法の趣旨からみても、医療機関への特例措置が適正公平課税に反するというのは誤りです。

(2) 事業税の非課税としては、非課税事業(林業、農業、鉱業)や非課税所得(公益法人等の収益事業以外の所得)等の包括的な規定により非課税とされているものが広範に存在します。

これに対し社会保険診療報酬に対する現行の措置内容は、課税標準の算定上の「課税除外措置」という限定的なものにすぎません。事業税の非課税制度全般の見直しもせず、ひとり医療のみを犠牲にすることは、あまりに社会保障を軽視するものです。

### 3 持分のある医療法人に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 の創設

持分のある医療法人に対して、中小企業の事業承継における相続税・贈与税の納税猶予・免除制度と同様の制度を創設すること。

－相続税・贈与税－

(1) 中小企業の事業承継に関しては、「非上場株式等に係る納税猶予・免除制度」が設けられています。

これは、経営者が自分の保有株式等を後継者に贈与したり、相続等によって取得させた場合、その後継者が会社を運営していくならば、贈与税は株式等に対応する税額の全額、相続税は株式等に対応する税額の80%の納税が猶予され、後継者が死亡時まで株式等を保有し続ければ最終的に納税が免除されるというものです。

さらに本制度は平成30年度税制改正で抜本的な拡充が行われ、10年間に限って次の特例措置が追加されることになりました。

- ①従来は総株式数の3分の2までに制限されていた対象株数の上限を撤廃するとともに、相続税の猶予割合も100%に拡大することで、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにする。
- ②1人の後継者のみでなく最大3人までの後継者への承継も対象とする。
- ③事業承継後5年平均で雇用の8割維持要件を弾力化し、満たせなかった場合も納税猶予を継続可能とする。

(2) 企業には消費者、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関等のさまざまなステークホルダーが取り巻いている以上、中小企業の事業承継の円滑化は、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から極めて重要であるというのが承継税制の趣旨と考えられます。

民間医療の中心をなす医療法人についてみた場合、平成18年医療法改正により医療法人は持分のないことを原則とすることとされたものの、いまだに7割以上は持分のある医療法人で占められています。

これらの医療法人も相続税の課税対象となりますが、こちらには中小企業の事業承継税制のような税制上の措置が設けられていません。

持分のある医療法人は平成18年改正法の経過措置に「当分の間…効力を有する」と位置付けられているものではあるが、決して暫定的な存在ではな

いし、事業承継せずに消滅していいものでもありません。

むしろ、医療の公共性という面から言えば、患者を含めた地域社会全体が医療機関のステークホルダーであり、失われた場合の社会的損失は営利企業よりも大きいと思われま

(3) 事業承継における営利企業優遇、医療機関冷遇は明らかに政策上のバランスを失っており、その不均衡は平成30年度税制改正により拡大の一途をたどっています。持分のある医療法人についても、中小営利企業と同様に相続税・贈与税の納税猶予・免除制度を創設すべきです。

なお、これについては厚生労働省の医療従事者の需給に関する検討会でも、「地域の医療機関の事業の承継に関し、中小企業と同様、事業承継に当たっての優遇税制について検討してはどうか」と指摘しています。

## 4 認定医療法人制度の拡充

認定医療法人に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置について、相続発生後に移行申請を行う際の、申請期限につき緩和を図ること。

－相続税・贈与税－

持分のある医療法人の出資者に相続が発生した後に移行計画の申請手続を開始した場合、相続税の申告期限までに移行計画の認定を受け、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更の認可を受けた上で、納税猶予の手続きを行わなければ、当該税制措置の対象とはなりません。

相続税の申告期限は相続発生後 10 カ月であり、この期限内に認定要件を満たし、移行手続を行うこととなります。

しかし、認定要件には、これを満たすために時間がかかる項目もあるため、期限内にすべての要件を満たし、移行手続を行うことは困難です。このことは、認定医療法人制度を利用する上で大きな障害となっています。

制度の実効性を確保し、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するためにも、相続が発生した後の移行申請につき、認定要件の達成時期の延期などの緩和を求めます。

## 5 社団医療法人の出資評価の見直し

財産評価基本通達における社団医療法人の出資の評価方法を見直し、営利企業の株式等の評価に比して著しく不利とならないよう改めること。

－相続税・贈与税－

(1) 持分のある医療法人においてとくに問題となるのは、事業承継の際の課税問題です。

出資持分が存する以上、これが相続税の課税対象となるのは当然ですが、その際の課税評価が一般の営利企業より高額になる現行の評価方法を見直し、せめて営利企業並みに改めていただきたいというのが本要望の主旨です。

現行の国税庁財産評価基本通達は、出資評価について規定した 194-2 において、評価方法として類似業種比準方式を掲げています。この方式は、市場性のない株式や出資持分について上場株式に準拠して評価するもので、営利企業に関しては配当、利益、純資産の 3 要素から評価額を算出する計算式が設定されています。

しかし、医療法人は配当が禁止されているため、営利企業の評価ではカウントされる配当要素が除外されています。

理論上これは一見正当ですが、いざ実際に適用すると、医療法人の出資評価額は無配当の営利企業よりも高額になってしまいます（後出「取引相場のない株式と医療法人出資の評価方法の比較（現行）」参照）。

こうした現状は医療資源保護という政策的な観点から見て不適切であるばかりでなく、財産評価理論としても、出資の財産価値という点でマイナスに作用する配当禁止が反映されていないという問題があります。

そこで現行の評価方法を見直し、持分ある医療法人の出資評価は、取引相場のない株式で無配当のものと同様の方法を適用することを求めます。

具体的には、現行の計算式の分母を「2」から「3」とし、分子に置くべき配当要素は「0」とするよう要望します。

(2) 平成 29 年度与党税制改正大綱に基づき、国税庁は取引相場のない株式の評価の見直しを行い、類似業種比準評価額の計算式については、配当、利益、純資産の比重を 1 : 1 : 1 へと変更しました。

医療法人の出資評価の計算式も変更されましたが、利益、純資産の比重を1：1としたのみで、配当要素を取り入れていないため、医療法人の出資評価に対する不利益な取扱いは変わっていません。

平成18年医療法改正において「経過措置医療法人」とされた持分のある医療法人は、あたかも「当分の間」存続するにすぎないかのように、事業承継税制等で冷遇されています。

財産評価について見直しを行うのであれば、持分のある医療法人の事業承継税制における位置づけとも照らし合わせて、今後は矛盾のない評価体系としていくべきです。

(3) 持ち分のある医療法人においては、過去からの経営努力や配当禁止規定等により、構造的に純資産が多額になりがちですが、病院機能を確保するための設備投資は行わざるを得ないため、純資産額と同等ないしははるかに超える借入金と同時に存在している事も多いといえます。この状況下で、新型コロナウイルス感染症の影響により赤字に転落した場合、赤字経営や資金繰りの悪化による追加借入が発生するものの、形式的な内部留保額(純資産額)は大幅に減少することがないまま、出資持分の多くを所有している高齢の理事長に相続が発生するケースが考えられます。こうした状況においても、現在適用されている相続税基本通達によって持ち分の評価を行い、相続税を計算することが妥当であるか、地域医療の保持、医療提供体制の確保の観点から再考する必要があります。少なくとも、取引相場のない株式で無配当の営利企業よりも高額になってしまう現状の計算方法については、早急に改める必要があります。

## 〔参考〕

### 取引相場のない株式と医療法人出資の評価方法の比較（現行）

#### 1 取引相場のない株式評価における類似業種比準価額の計算式

（財産評価基本通達180）

$$A \times \left\{ \frac{\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D}}{3} \right\} \times 0.7 \sim 0.5$$

A = 類似業種の株価

㊸ = 評価会社の1株当たりの配当金額

㊹ =     "           "           1年間の利益金額

㊺ =     "           "           直前期末の純資産価額  
(帳簿価額)

B = 類似業種の1株当たりの配当金額

C =     "           "           年利益金額

D =     "           "           純資産価額（帳簿価額）

#### 2 医療法人の出資評価における類似業種比準価額の計算式

（財産評価基本通達194-2）

$$A \times \left\{ \frac{\frac{\text{㊸}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D}}{2} \right\} \times 0.7 \sim 0.5$$

類似業種目は「その他の産業」とする。

## 6 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置

### 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。

－ 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 －

政府は、2020年4,000万人、2030年6,000万人の訪日外国人達成の目標を掲げていますが、医療機関において、言語、文化、支払慣習の相違等に起因して多くの課題が生じ始めています。

例えば、その対策の一つとして、訪日外国人患者に対する通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた合理的な価格設定のあり方などが政府で検討されていますが、その対応策の内容によっては、以下の税制措置について、自費患者に対し請求する金額の要件（社会保険診療報酬と同一の基準など）が課されていることから、その適用に不利に作用する可能性があります。また、訪日外国人患者の増加による収入の増加は、以下の税制措置について、収入要件（社会保険診療等の収入が全収入の一定割合を超えること）が課されていることから、その適用に不利に作用することが懸念されます。

- ・ 社会医療法人に対する法人税非課税措置・固定資産税非課税措置
- ・ 特定医療法人に対する法人税軽減税率
- ・ 認定医療法人の相続税・贈与税納税猶予制度
- ・ 開放型病院等を開設する医師会が行う医療保健業に対する法人税非課税措置
- ・ 福祉病院（無料低額診療等を行う病院）を開設する公益法人等が行う医療保健業に対する法人税非課税措置
- ・ 農業協同組合連合会が行う医療保健業（厚生連等）に対する法人税非課税措置

そこで、訪日外国人患者に適切に対応することが、上記の税制措置について、自費患者に対し請求する金額の要件や収入要件に不利になることのないよう、訪日外国人患者に対する診療等については価格要件を課さないこととするとともに、訪日外国人患者に対する診療等による収入を収入要件の分母から除外することを要望します。

## 7 医療機関の設備投資に係る特別償却制度等の延長・拡充

- 医療機関の設備投資を支援するため、以下の措置を講ずること。
- (1) 医療用機器に係る特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制と同等の措置が受けられるよう、税額控除の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。
- (2) 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること。
- ① 中小企業者等に対する特例措置の拡充及び適用期限延長。
- ・中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
  - ・商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種に医療業を追加するとともに、適用期限を延長すること。
  - ・中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。
- ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。
- (3) 中小企業者等に該当する医療機関は、医療用機器について、(1)の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置(中小企業経営強化税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の選択適用ができるようにすること。

－ 所得税・法人税 －

- (1) 医療用機器に係る特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度の拡充及び適用期限延長

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。また、医師等の働き方改革を進めるための勤務

時間短縮用設備等の導入は、医師等の勤務環境改善の観点から一層の支援が必要です。さらに、地域医療構想の実現のため、地域医療構想の趣旨に適合した建物等の取得等の一層の支援が必要です。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制に比し、税制上の措置について見劣りすることは明らかです。

そこで、上記のとおり強く要望します。

## (2) 中小企業者等に対する現行の設備投資減税制度の拡充及び適用期限延長又は新たな税制措置の創設

平成 31 年度税制改正において、中小企業の経営力向上のための設備投資を支援する中小企業経営強化税制が延長され、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（器具備品、建物附属設備、ソフトウェア等）を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を選択適用することができます。ところが、医療保健業については、対象設備から、器具備品のうち医療用機器が除外されるとともに、建物附属設備が除外されています。

また、平成 31 年度税制改正において、中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制が延長され、サービス業等の中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入した場合に、取得価額の 30%の特別償却または 7%の税額控除が選択できます。ところが、医療業については、サービス業であるにもかかわらず、対象業種から除外されています。

このような医療に対する不利な扱いは、中小企業の活性化を目的とする中小企業経営強化税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の趣旨に反するものです。事実、「医療分野に係る中小企業等経営強化法第 12 条第 1 項に規定する事業分野別指針」（平成 28 年厚生労働省告示第 281 号）において、経営力向上のための設備投資として、「内部業務の効率化のためのバックオフィス業務における ICT ツールの活用等」、「電子カルテ等の ICT の利活用」、「介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減」、「エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進」などが挙げられており、電子機器、

ロボット、空調設備などの器具備品・建物附属設備への措置が必要とされています。医療用機器の適切な更新・高度化についても、経営力強化に資することはいうまでもありません。

また、医療機関の多くは中小企業者等に該当し、地域雇用の受け皿として大きな比重を占めていることから、中小医療機関の経営力強化は、地域雇用を守る観点からも必要です。

つきましては、中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずることを要望します。

①現行制度の拡充及び適用期限延長

- ・ 中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
- ・ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種に医療業を追加するとともに、適用期限を延長すること。
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。

② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。

(3) 中小企業者等に該当する医療機関は、医療用機器について、(1)の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置(中小企業経営強化税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の選択適用ができるようにすることを要望します。

## 8 病院・診療所用建物等の耐用年数の短縮

病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

－ 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております(実態調査の結果)。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

(参 考) 病院・診療所用建物の耐用年数

( 区 分 )

( 現 行 )

( 要 望 )

○病院・診療所用建物

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は

39年

31年

鉄筋コンクリート造のもの

## 9 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、以下の措置を講ずること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための病床確保に対して固定資産税等の減免措置を講ずること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について
  - ① 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、所得税・法人税の新たな措置(即時償却又は税額控除30%)を創設すること。
  - ② 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、固定資産税を全額減免すること。
- (3) 医療機関に対する寄附・補助金等について
  - ① 医療機関に対する寄附について、寄附者の所得控除・損金算入枠を拡充すること。
  - ② 医療機関に対する寄附について、医療法人等の受贈益を非課税とすることとともに、医療機関を経営する個人に対する贈与税を非課税とすること。
  - ③ 医療機関が給付を受ける補助金等につき、非課税とすること。
- (4) 純損失・欠損金について
  - ① 純損失・欠損金の繰戻還付の適用対象法人の制限を撤廃し、還付請求するための遡り期間を5年程度に延長すること。
  - ② 純損失・欠損金の繰戻還付について地方税にも同様の措置を創設すること。
  - ③ 純損失・欠損金の繰越控除の繰越期間を延長すること。
- (5) 税金等を一時に納付できない場合、税務署等への申請により、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められるが、この猶予期間を1年以上とすること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業・縮小等を余儀なくされた事業者に対し、消費税の課税選択の変更に係る特例を延長すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置を延長すること。

— 所得税・法人税・贈与税・消費税・住民税・事業税・固定資産税・都市計画税 —

新型コロナウイルス感染症は、医療機関の経営に極めて深刻な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症対策として、各種支援策が実施されていますが、それらを補完する税制措置として、上記の通り要望します。